

10. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

【学校教育法施行規則 172 条の 2 第 1 項第 9 号関係】

<学生の修学、進路選択にかかる支援>

学生の学業(受講計画、資格取得等)、進路サポート、生活、健康、メンタルヘルス等に関する相談、助言を行うために、クラス担任制を設け、いつでも相談しやすい環境を整えています。学生が相談するのはクラス担任のみではなく、教務学生課や進路指導課、学科の教員にも気軽に相談できるようになっています。相談場所としては、学生相談室を設け、学生の相談に応じたり、大学生活を支援しています。

進路サポートは、1年次に位置づけ、自主参加を基本に、卒業後に就職を目指す学生に対して、就職ガイダンス、就職講演会、自己分析、応募書類の書き方、面接等を指導し、就職活動をサポートしています。また、進学等の相談者についても適切なアドバイスをしています。

<心身の健康等に係る支援>

毎年4月に全学生の健康診断を実施しています。内容は、身体計測・視力検査・胸部X線撮影・内科診察です。胸部X線撮影は、「長野県健康づくり事業団」に学校検診として依頼しています。内科診察は、学医として委託している医師により、事前に学生自身が記入した問診票と計測結果を基に、問診・聴診を行っています。

精密検査の必要な学生に対しては、健康診断の結果を本人及び保護者に通知し、再検査を促し、結果の確認と個別指導を実施しています。

健康診断の結果は、健康診断証明書の原本となり、校外実習時または就職活動時等に、「健康診断証明書」として発行されます。(保健室担当者→学医)

校外実習における健康管理上の検便、インフルエンザワクチン予防接種等は、計画して実施しています。その際は、学医および長野県健康づくり事業団で行っています。

入学時に「学生教育研究災害傷害保険」等に参加し、授業・課外活動・大学行事等の教育活動、および通学中の事故・傷害等の学生自身のためのみならず、対人援助実習中の不測の事態に備えています。

昨今の学生は、社会性など全体的に未熟さが目につき、身体面のみならず精神面にも配慮を必要とする学生もおり、メンタルヘルスについては、青年期の学生としての特徴を十分に理解して、生活相談や学習上の相談等個々の対応を心がけるため、クラス担任制をとっています。又、保健室担当として看護師・保健師等の有資格者を兼務させて、担任との連携を図る体制を敷いています。相談は、個別に当たりますが、必要に応じて教員間の情報を共有する措置が取れるよう、学年担任連絡会等を開催しています。相談場所として、静かな環境での個別相談がしやすい専用の「学生相談室」を設置しています。